
親なき後と 成年後見制度の利用について

尾張北部権利擁護支援センター
センター長 山中和彦



尾張北部権利擁護支援センター
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

20240201 尾張北部圏域の障害福祉を考える会（尾張北部権利擁護支援センター長 山中和彦）

尾張北部圏域の障害福祉を考える会

| 開催日時 | 開催地 | 基調講演テーマ | 講師 | 助言者 | 参加者数 |
|------------|-----|---|---------------------|---------------------|------------------|
| 2022年3月10日 | 小牧市 | 尾張北部圏域で出会った人たちー尾張北部圏域地域アドバイザーの1年を振り返ってー | 鈴木康仁 相談支援 専門員 | 高森裕司 弁護士 | 現地参加 者 20名 |
| 2022年8月4日 | 小牧市 | 「合理的配慮」は進んだかー障害者差別解消法改正の意義 | 高森裕司 弁護士 | 鈴木康仁 相談支援 専門員 | 9名 |
| 2023年2月3日 | 小牧市 | 日中サービス支援型グループホームの現状とこれからの基幹相談支援センターの役割 | 鈴木康仁 相談支援 専門員 | 高森裕司 弁護士 | 16名 |
| 2023年6月23日 | 扶桑町 | 地域でともに育む障害福祉～尾張北部圏域アドバイザーに就任して | 大森恭子 相談支援 専門員 | 高森裕司 弁護士 | 32名 |
| 2024年2月1日 | 扶桑町 | 障害のある子へのお金の残し方 | 高森裕司 弁護士 | 大森恭子 相談支援 専門員 | 申込者 58名 |



けんよごが 法人受任している方々

- ① ★40代女性、知的障害、保佐、在宅・・・親が亡くなった後、金銭管理できず立ちゆかなくなって制度利用
 - ② ★60代男性、精神障害（統合失調症）、保佐、在宅・・・金銭管理できず立ちゆかなくなって制度利用
 - ③ ★60代女性、精神障害（統合失調症）、保佐、GH・・・金銭管理できず、日常生活にも不安
 - ④ ★50代男性、精神障害（統合失調症）、後見、在宅・・・金銭管理できず、預金の引き出しもできず、日常生活に不安
 - ⑤ ◇60代女性、知的障害、後見、在宅・・・夫亡き後、金銭管理できず、日常生活に不安
 - ⑥ ★40代女性、知的障害+精神障害、補助、在宅・・・金銭管理できず、日常生活に不安
 - ⑦ ★40代男性、知的障害、保佐、在宅・・・親なき後に後に備えて。現状、金銭管理に不安。
 - ⑧ ★30代男性、精神障害（薬物後遺症）、保佐、GH・・・金銭管理できず、日常生活に不安
 - ⑨ ★40代女性、知的障害、保佐、GH・・・金銭管理できず、日常生活に不安
 - ⑩ ★40代男性、知的障害、後見、在宅・・・金銭管理できず、日常生活に不安（⑥の方の子）
 - ⑪ ★40代男性、知的障害、後見、在宅・・・金銭管理できず、日常生活に不安（⑥の方の子）
 - ⑫ ★60代男性、精神障害（高次脳機能障害）、補助、施設・・・金銭管理できない、生活設計できない
 - ⑬ ○40代男性、精神障害（高次脳機能障害）、後見、施設・・・金銭管理や生活保護を始め役所関係の手続き
 - ⑭ ★70代女性、知的障害、後見、施設・・・高齢の親族が見守ってきたが限界
- ・ 全22件のうち14件が障害のある人。★は広い意味で親なき後、◇は配偶者離別

後見：重度
保佐：中等度
補助：軽度



後見人の位置づけ＝後見人のメリット

ご本人は、多くの支援者の支援を受けながら暮らしています。

成年後見人等は、新しい支援者仲間になります。

支援者チームに、

- ① 法律上の権限をもっている
- ② 亡くなるまで寄り添うことのできる

そのような支援者が一人加わるのです。

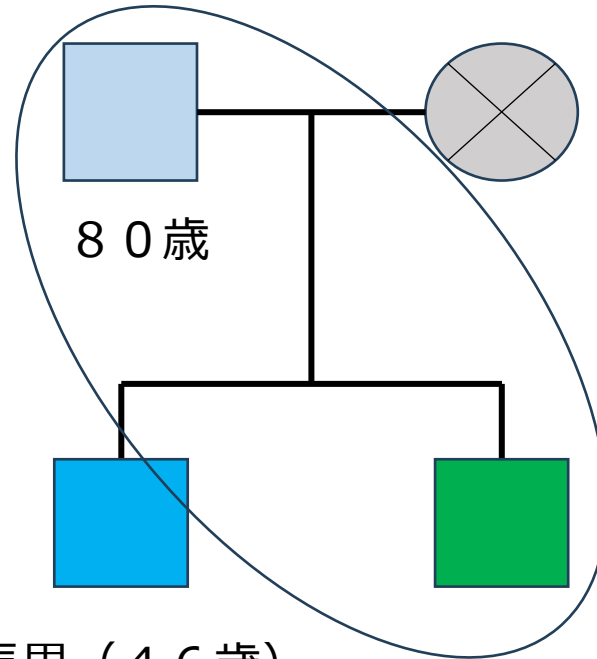


相談事例 1

お母さんは、先に亡くなって、
長男はA市のグループホームで
暮らし、次男は父親と同居。

長男は、自分の年金と工賃で生
活している。

市役所の手続きなどお父さんが
している。



長男（46歳）
A市のグループ
ホームで暮らし
ている。療育手
帳A判定。

次男（43歳）
父親と同居。
昼は授産所。療
育手帳A判定。

相談の結果、利用支援事業の対
象となる長男について、成年後
見制度の申立てを行う。

申立人は、お父さん。

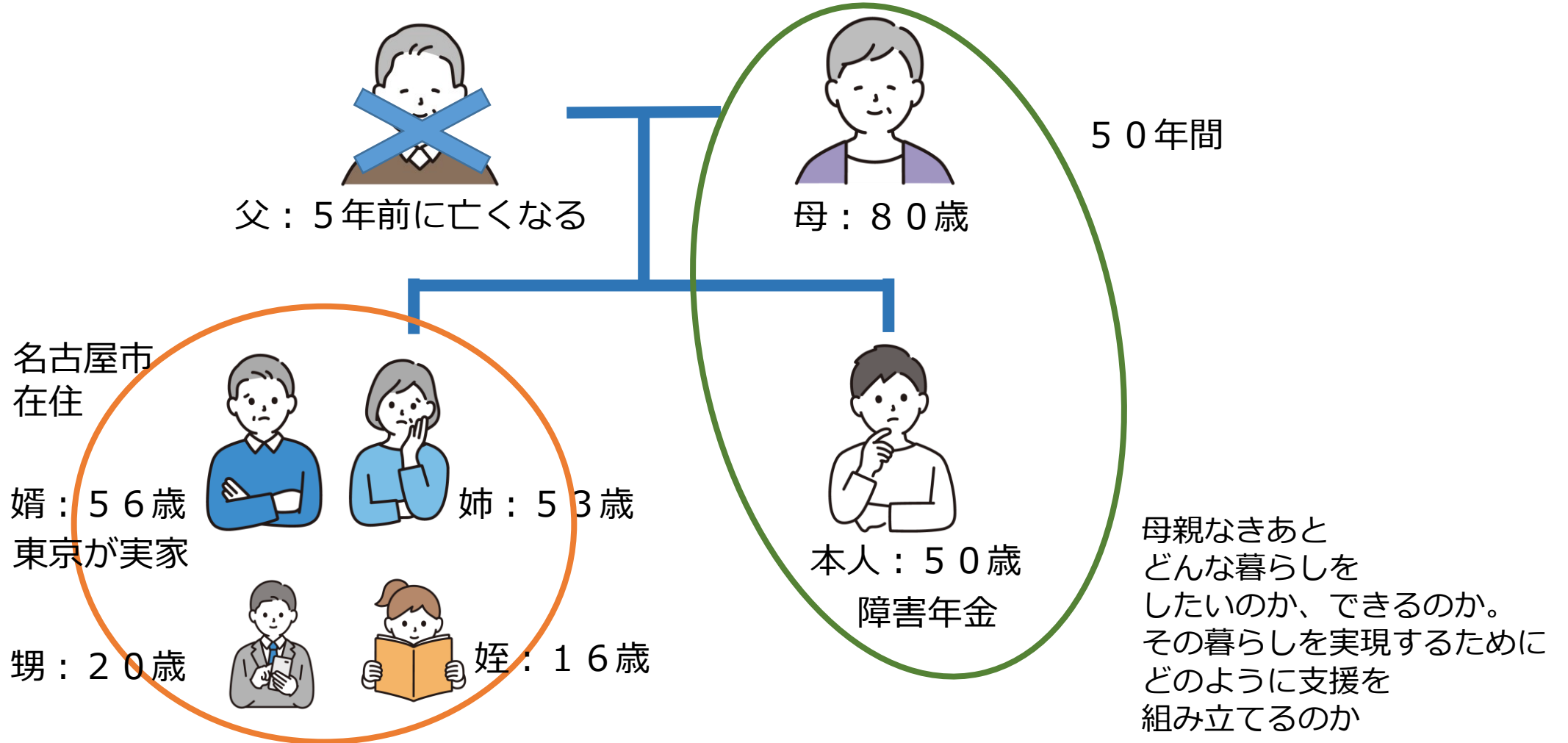
センターが申立手続の支援。

数か月で後見人
が就任した。

次男との暮らしは、まだ
まだ大変だが、長男の事
務仕事からは解放された。



相談事例 2



どうしたらいいか

- 何も手をうたずに、親なき後になっても、行政（市、町）がなんとかしてくれる。しかし、せっぱ詰まってからの対応なので、ベストの選択にならない可能性がある。
- **現行の制度では、「誰が成年後見人になるか」がもっとも重要な要素のひとつ。**
- 早めに、どんな暮らし方を本人にしてもらいたいのかなど、相談をしながら、どこかで制度利用を進める。



すぐに答えは見つからない。

みなさんひとり一人ちがう

親族関係・経済事情・近隣関係・これまでの経験と思い



◆書き出して、整理してみる

= 例えば「親心の記録」 (日本相続知財センターグループ)

◆相談してみる

尾張北部権利擁護支援センター (けんよご) など



ご相談先

けんよご（尾張北部権利擁護支援センター）に御相談ください。

電話番号 **0568-74-5888** ファックス 0568-74-5855

メール mail@owarihokubu-kenriyogo.net

ホームページ <https://owarihokubu-kenriyogo.net>

認知症、知的障害、精神障害のある方のことで、成年後見制度のこと以外でも、お困りのことがあれば、とりあえず、**けんよご**に相談してください。

けんよごは、小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町の4市町により共同設置された相談機関です。相談、研修事業は、この4市町に在住、在勤の方が対象となります。ご本人もご家族もお住まいでない場合は、お住まいのまちの相談先をご案内いたします。



メモ

